

Smile 通信



埼玉県住まいづくり協議会

平成26年1月 編集・発行／埼玉県住まいづくり協議会

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10(埼玉県住宅供給公社内)

TEL 048-830-0033 ホームページアドレス <http://www.sahn.jp/>

中の家



contents

埼玉県知事 新年のあいさつ	2頁
協議会会長 新年のあいさつ	2頁
埼玉住み心地の良いまち大賞表彰式	3頁
改正省エネ基準施行	3頁
住生活月間シンポジウム講演より	4・5頁
シリーズ埼玉の住まい	
深谷市 その2	表紙、6・7頁
情報普及部会第2回講習会	8頁
地域型住宅ブランド化事業	8頁

vol.54

「自治体間競争で日本を元気に」

埼玉県知事 上田 清司



埼玉県住まいづくり協議会会員の皆様、新年おめでとうございます。皆様には健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は経済に明るい兆しが見えましたが、今年はこの流れを本格的な成長につなげることが必要です。私は、自治体が知恵を絞り、スピードで

力を取り戻す力とと考え、全国をリードする取組を進めてきました。

例えば、中小企業向けに無担保・第三者保証人なしで融資が受けられる仕組みを作りました。最近10年間の県内銀行の貸出金残高の増加額は全国2位と、企業活動の活発さを物語っています。

企業誘致でも、個々の企業のニーズに応じた迅速なサービスをワンストップで提供することで平成17年からの誘致実績は675件となり、約2万2千人の新規雇用と約1兆円の投資が見込まれています。

過去10年間の企業本社の転入も1,

324社と日本一です。

グローバルな競争が激化する中、私は地方が主体的に地域の産業や雇用を創出する「通商産業政策の地方分権化」が日本の競争力を高めると考えています。

埼玉県ではアジアの活力を取り込むため、県内企業の海外進出を支援する窓口を中国やベトナム、タイに設置しました。また、県内企業の製品や技術の海外への売り込みも行っています。

交通網が発達し研究機関も集積している本県の優位性を生かし、先端産業の育成などにも取り組みます。

また、グローバル人材の育成のため10億円規模の基金を創設し、3年間で延べ800人の奨学生を送り出しました。

さらに、若者の自立を支援するため、生活保護世帯の子供への学習支援や不登校対策、発達障害の早期発見とケアにも力を入れています。

一方、日本全体が抱える課題に成功モデルを示せるよう「埼玉エコタウンプロジェクト」、「健康長寿埼玉プロジェクト」、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」も進めています。

自治体が切磋琢磨する中で日本を元気にする政策が蓄積されます。

競い合うことで日本の元気を盛り上げる埼玉県はそのトップランナーとして日本の再生を先導していきます。

「健康的で住みやすい埼玉の住まいづくり」

埼玉県住まいづくり協議会 会長 風間 健



新年明けましておめでとうございます。健やかに平成26年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃より、会員の皆様におかれましては、県民の安心・安全な住みやすい埼玉をめざして、埼玉県住まいづくり協議会の事業運営に御協力を頂くと共に、会の発展に御尽力下さいまして、心より御礼申し上げます。

さて昨年は、世界中で異常気象現象がみられました。日本でも伊豆大島の豪雨による大災害をはじめ、埼玉県においても竜巻が発生し甚大なる被害をもたらしました。地球温暖化の影響は、他人ごとにあります。私達人間の活動が問われているのではないでしょうか。

特に私共建築人には、エネルギーと環境を大事にした取り組みが必要となつて

省の補助事業である「地域ブランド化事業」への参加を今年も引き続き行います。また当協議会は「住宅省エネ化推進事業体制強化」を行う事業者として採択されました。その一環として省エネ講習会を開催しました。建築に携わる職人・施工者・建築家などの省エネ対策技術の向上を目指したもので、埼玉県で千人余りの方が受講されています。

また住宅リフォーム推進委員会による大宮駅コンコースの住まい相談プラザ内の「住宅リフォーム推進委員会相談窓口」を毎週土曜日に開催し、大変好評を得ています。

一昨年から活動しているサステイナブル研究委員会では、持続可能な社会をつくるために二つの分科会を運営しています。一つは「エコタウン＆スマートハウス分科会」で、オープン技術講習会を開催し、住まい協でのエコハウス作りに取り組んでいます。更に今年からは「埼玉県環境住宅賞」分科会を設置し、県民の環境意識向上に取組みました。

当協議会としまして、今後も県民の皆様、行政・公共団体の皆様、そして民間の住宅関連企業の皆様と共に、「健やかで住みやすい埼玉」を目指して努力を重ねて参りたいと考えておりますので、引き続き御理解、ご協力のほど、宜しくお願ひ申し上げます。最後に会員の皆様のさらなるご活躍と御健勝と御清栄を心よりお祈り申し上げます。

昨年より開始しました、埼玉県・さいたま市で推進されているエコタウン・スマートコミュニティ事業への参加や国交

第9回 埼玉住み心地の良いまち大賞表彰式



前列左から晴山皓介さん、小川将喜さん、瀬戸口春樹さん
後列左から小川審査委員長、風間会長、古里副部長

去る10月12日、さいたま市浦和区のさいたま共済会館にて、第9回埼玉住み心地の良いまち大賞の表彰式が開催されました。

会場は、県知事賞を受賞した小川将喜さん、教育長賞の晴山皓介さん、協議会会長賞の瀬戸口春樹さんなどの特別賞受賞者、入賞者、とそのご両親、ご兄弟、祖父母、指導教諭など、100人を超えるご家族などでいっぱいに埋まりました。



ご両親と作品に囲まれる県知事賞の小川さん

式は、風間会長の挨拶で始まり、古里実県都市整備部副部長の祝辞、小川秀樹審査委員長（埼玉新聞社社長）の審査講評、次いで表彰状の贈呈になりました。

県知事賞は、古里副部長から、会長賞・協賛企業賞・優秀賞などを風間会長から手渡していただきました。贈呈の終了後も、会場に並べられた作品を背景に、受賞者とご家族の写真撮影や受賞者同士の懇談など楽しく時を過ごされました。

改正 省エネ基準が施行

改正前の省エネ基準は、躯体の断熱性能と夏期の日射遮蔽性能に関する基準のみでした。そのため、暖冷房・給湯設備等の省エネ面での取組や再生可能エネルギーを活用する太陽光発電等が評価されていませんでした。いくら断熱性能を高めても、設備機器でエネルギーが消費されてしまうと歯止めがかかりません。そこで、家全体として消費するエネルギーを減らす目的のため、新たな「平成25年省エネ基準」が施行されました。

「平成25年省エネ基準」では、

①暖冷房・給湯・照明などの設備機器のエネルギー効率や再生可能エネルギーの活用などを勘案した『一次エネルギー消費量』の基準

②外皮（壁・窓・床・屋根など家を覆う部位）の熱性能基準

の2本立ての基準が設けられました。

「平成25年省エネ基準」は、平成25年10月1日に施行されましたが、経過措置として平成27年3月31日までは、「平成11年省エネ基準」を用いることができます。ただし、認定低炭素住宅に係る熱性能の基準については、移行期間は無く既に「平成25年省エネ基準」が適用されますので、留意ください。

改正後の省エネ基準のポイント

ポイント<その1>

- 暖冷房・給湯などの設備も含めて評価する『一次エネルギー消費量』を指標とする基準に見直し

※ 現在のトップランナー基準と同様だが、床面積に応じた基準にする、マンションにも適用できる基準にする等の相違点有り
※ 現行トップランナー基準はH25年度の建売住宅用の目標基準として規定されているものであることから、当面、継続

ポイント<その2>

- 『一次エネルギー消費量基準』に加え、外皮の熱性能基準も規定

※ 水準は改正前の省エネ基準と同程度。ただし、従来の「熱損失係数(Q値)」から「外皮平均熱貫流率」による基準等に改正



平成25年度 住生活月間シンポジウム 開催

去る10月18日、さいたま市浦和区のコルソホールにて、平成25年度住生活月間シンポジウムが「見つめ直そう、ご近所の力を」と題して開催されました。

会長のあいさつに始まり、続いて、元NHKアナウンサーでフリークリエイターの中村一

タードの堀尾正明氏と東京都市大学教授の坊垣和明氏の講演があり、最後に住宅防犯の普及・啓発活動に大きく貢献されている防犯アドバイザーの中村一仁氏の表彰がありました。

坊垣氏の講演を左記に、堀尾氏の講演は次号に掲載予定です。

健康の定義



WHO（世界保健機構）では健康の定義を、「単に病気でないだけではなくて、肉体的、精神的に、そしてさらに社会的にいい状況であること」といつています。

この定義はなかなか高尚な定義で、もう60歳を過ぎた自分の、今までの生きてきた年月を見てみても、本当に肉体的にすばらしく、精神的にも、しかも社会的にもいい状況って何年あつたかな、いや（一年でも）あつたかなと思うような高い目標だと思います。

高い目標だから、全ての人が一生の間で何年も何十年もこういう状況を経験できるものではない。病気を持つても、障害があつても、その人が置かれた状況の中で最高の状況といいますか、そういうことを目標にそれが達

成できれば、それが真の意味の健康というふうに考えていいのではないかとういう考え方もございます。現実に置かれた状況の中で、よりよく生きること、よりよくあること、あるいは最高のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を目指していくべきのではないでしょうか。

そのためには、自分の健康、体あるいは心の健康のことだけではなくて、人と環境とのかかわりが大事になってくるというわけです。



坊垣和明氏

健康な住まいの要件

では、健康な住まいとは、どういうことでしようか。

まず、良い場所に建てる。これは当たり前のことばかりなのですけれども、自然環境がよかつたり、上下水道等のインフラが整つていたり、医療福祉関係の施設が近くにあつて、いつでもかかるような状況であつたり等いろいろな条件がありますけれども、当たり

複数の要因の影響が病気の原因になつていて、いろいろ総合的に人の生活状況を考えないと、病気を治すということには結びついていかないと認識されています。

医学分野においても環境のことを考える、環境科学の必要性が強調されるようになってきたということです。

医学の使命として、人がよりよく環境に適応できるように援助し、人が持っている生命力をいかんなく發揮できるように環境を整える。そうすることによって、初めてちゃんと病気が治つていくということです。

そういうことを考えると、我々がふだんかかわっている住まい、建築、まちも全く同じことが言えます。つまり、住まいや建築が、そこにいる人を病気ににしてはいけないというわけです。シックハウスがその代表的な例になるかと思います。その家にいることで病気になつてしまふいうふうなことがあります。とはいってはいけないわけです。

そうはいつまでもなかなかこれを満たすのは難しいところがあります。

よい場所の要件

- ① 良好な自然環境（清浄な空気、木や緑が豊富）
- ② 労働の場が近く、通勤時間が短い
- ③ 環境衛生設備が整っている
- ④ 医療・福祉・保健・厚生の諸施設が機能している
- ⑤ 安定した地域社会、人間味豊かな近隣関係
- ⑥ 文化活動の機会が頻繁にあること

それから、よい家を建てる。いい場所による家の条件はまず日当たりがよくて通風がいいとか、騒音も振動もなないとかという物理的な要因ですね。それから、2番目は化学的影響因子、つまり空気汚染物質ですから、まさにシックハウス等に関連する項目ですね。3つ目は、これからちょっと問題になるのではないかと僕たちは思っているのですけれども、カビやダニ、あるいは細菌による生物的な汚染です。

よい家の要件

- ① 物理的環境因子のこと（日照、通風が良く、温度や湿度が適切で、震動や騒音がないこと）
- ② 化学的影響因子の無いこと（燃焼器具、建築材料、外気に空気汚染物質の無いこと、少ないこと）
- ③ 生物学的影響因子の無いこと（かび、細菌、ダニなどに繁殖し難いこと）

3つ目は住まい方です。維持管理の仕方だとか、家の中での家族との営み

のあり方。それに加えて、周辺の文化施設ですか医療福祉施設等のうまい利用の仕方などが健康な住まいをつくっていく要因と思われます。

よい住まい方の要件

- ① 地域の医療・福祉・保健・厚生の諸施設を効果的に利用して、個々の住宅の負担を軽減する
- ② 住宅を適切に管理して、性能の維持・保全・向上を図る
- ③ 家族全員の能力が発揮できるような協力関係と役割分担のできた、健全な家庭生活の営み方



今3つ申し上げました、いい場所にいい家を建てて、それをどのように使つ

シックハウス対策がなぜ重要なのか、あるいは空気汚染がどうしていけないのかという理由は、僕たちは1日に3、4kgの食物や水を口から胃に入れて消費している一方で、1日に20から30立方mぐらいの空気を呼吸しているのだから影響が大きいということです。

食べ物や飲み物は、胃から入つても、肝臓等ある程度は解毒してもらえるけれども、肺に入ってきた汚染物質は、解毒されることなく直接肺から血液中に取り込まれて、いろんな装置に回っていきます。

たくさん取り込んで、しかも解毒される機会が少ない空気、それはもう汚染されてはいけないというか、清浄な空気でないといけないというわけです。きれいな空気を吸うことは僕たちにとって大変大事なことだというわけです。

シックハウス対策は、空気汚染の原因と対策ですけれども、これはすごく簡単で、1つは汚染物質の発生量の増加、新建材だと暖房器具であるとか防腐剤であるとか、そういうものが原因で、もう一つは気密性が高くなり、換気不足になつたということです。

ていくかということに、健康な住まいの要件は尽きると思います。

シックハウス対策

シックハウス対策を講じた場合でも、開放型の燃焼器具、つまり排気ガスでは建材の規制と換気の原則設置義務づけが行われました。

建材と換気対策を講じた場合でも、開放型の燃焼器具、つまり排気ガスでは建材の規制と換気の原則設置義務づけが行われました。

石油ストーブは微量ですがホルムアルデヒドが出ます。できるだけ開放型の器具は使わないほうがいいと思います。それから、換気設備は1ヶ月外出する暖房するような器具はよくありません。石油ストーブは微量ですがホルムアルデヒドが出ます。できるだけ開放型の器具は使わないほうがいいと思います。それから、換気設備は1ヶ月外出するときも切らないというのが原則ですね。

また、植物にはホルムアルデヒド浄化作用のあるものがあります。結構な浄化力がある、抗菌作用の中でホルムアルデヒドを吸収して分解してくれます。そういう植物の中にはガーベラだとか、僕たちになじみのある植物もあります。

健康な住まいは基本的人権

きれいな空気を吸うのは我々にとってすごく大事なことであり、健康な住まいに暮らすということも、これは当たり前のことであつて、我々の基本的な人権の一つとして尊重されるべきであると思います。



栗原家②

深谷 その2 中仙道を抜けて 利根川へ

埼玉県立近代美術館
専門員 兼学芸員
伊豆井 秀一



河田歯科医院①

中山道を越える。深谷紹介の二回目。先ずは市内、下見板張りの建物で窓枠の上になつかしいデザインが見られる河田歯科医院①。もと養蚕の講習所だつた建物。それを物語るように、入口には柱頭に繭を模した石の門柱が立つ。大正十四（一九二五）年築。当時講習所の講師を務めていた河田一郎氏が購入し、歯科を開院した奥様が昭和七（一九三二）年に改修したという。平成九（一九九七）年に現在の状況にさらに改修。向かつて右側に受付、そして天井の高い診療室、左側が住まいで四室。最奥は応接室で残りは和室。住まいの四室中央を講習所当時の昔の廊下が走る。プラタナスの巨樹が来し方行く末を見守るようにならつて立つて、當時の巨木が立つて、以前の調査で登録有形文化財のこのユニークな不思議な建築をたずねている。五年ぶりの訪問。栗原家②。遠望すればどの建物かは一目瞭然。何せ高さ十八m。もと陸軍造兵廠の給水塔だったもの。鉄筋コンクリート造り五階建ての打ち放し。昭和十九（一九四四）年築。昭和三十（一九五五）年払下げになつたものを落札したといふ。一、二階は高さ四～五mとかなり高い。一階は玄関兼応接間。二階に台所、食堂、トイレ、風呂場、寝室。三階は子供たちの部屋。四階は物置兼作業場。五階は水が満々と湛えられていたといふ。厚さ五〇～六〇cmはあらう分厚いコンクリートの床板をくりぬいた天井を抜けて鉄の階段を上がりしていくと、物用のリフト。それに乗り屋上からは深谷市街が一望で上から見えてくる。剛直な、垂直にドーンと見える塔。窓もなかつたこの塔に改修を加えながら住宅にした栗原さんのお父さんの発想に感服。

車を北へ。渋沢栄一に多大な影響を与えた富岡製糸場の場長も務めたいとこの尾高惇忠生家③。主屋の木造二階は屋根の真壁造り。江戸末期のもの。和室六部屋、それに板の間の付設された一部屋、土間をはさんで倉庫。さらに二階は高崎城の乗つ取り計画が練られた和室二部屋など。裏側に煉瓦造りの倉庫が立つ。渋沢栄一の設立した日本煉瓦製のもので七代目が日本煉瓦に勤めた縁でつくられたと九代目のお話。明治三十一（一八九七）年前後のものだといふ。

西へ進むと渋沢栄一の生地、中の家（なかんち）④。広い敷地内の建物に三間三間の平屋が付設。明治二十八（一八九五）年築。には多くの建物が並ぶが、主屋は木造二階建て。梁間五間、桁行八間の建物に三間三間の平屋が付設。明治二十八（一八九五）年築。典型的な養蚕農家のつくりである。賓客用の奥座敷もふくめ一階は六部屋。一時期八基村の農業組合事務所となつた副屋は明治四十四（一九一一）年築で庭をはさんだ南東に。大谷石の貯蔵スペースのある蔵、米蔵、座敷ももうけられた土蔵も。埼玉県指定旧跡である。

屋敷の裏側に回ると大屋根の家が眼に入る。富田家⑤。四百年程前に武士から帰農し十五代目といふ。蚕のたねやだつたといふ。八基村の村長もつとめた名家。木造二階。屋根と内部の一部を三〇年程前に修復しているが、内部は天井が高く、豪壮である。明治元年

(一九六八)、五代前の万次郎の時に竣工。新潟からきた棟梁二人で時二、三年かかつたという。一階は床の間のある十畳の部屋からはじまり、九部屋。表の廊下と平行に内部を走る廊下。部屋を仕切る帶戸が時を重ねて美しい。建物を東西に区切る無双の帶戸が奥までずらつと続く。六〇mという煉瓦造りの西側の堀は象徴的である。

丸山酒造⑥

明治六(一八七三)年、熊谷で創業し、こちらに明治十六(一八八三)年越して現在五代目。石井拍亭などの画家もよく泊まつていったという。店の北側に連なる方の建物はすまい、窯場、本蔵、北蔵(昭和九年)、東蔵(江戸中期)と続き壯觀。なかでも万永元(一八六〇)年築荻野吉繁再建の棟札がある本蔵の大屋根は感動もの。すまいは昭和

十三(一九三八)年竣工。地元の大工が手がけ、二年要したといいう。柱は高く、格子の棟の美しい障子が店を囲む。一階は六部屋、二階は和室四部屋。煉瓦造りの煙突は大正九(一九一〇)年の築。これが旨く調和している。

利根川を控えている中瀬地区はこの川の舟運による物資中継のさらに車を市内北部へ。

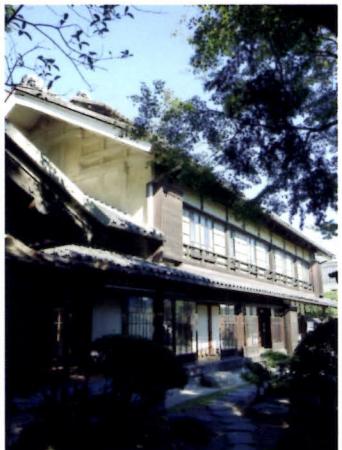
十三(一九三八)年竣工。地元の大工が手がけ、二年要したといいう。柱は高く、格子の棟の美しい障子が店を囲む。一階は六部屋、二階は和室四部屋。煉瓦造りの煙突は大正九(一九一〇)年の築。これが旨く調和している。



尾高家③



中の家④



中の家④



丸山酒造⑥



丸山酒造⑥



富田家⑤



伊豆井秀一 (いづいひでかず)
昭和二十四年生まれ。埼玉県立博物館、
埼玉県立近代美術館、埼玉県教育局生涯
学習課を経、現在埼玉県立近代美術館専
門員兼学芸員。専門は日本近・現代美
術。著書に『昭和の美術』(共著毎日
新聞社)、『小茂田青樹画集』(共著
日本経済新聞社)など。

河十⑦

深谷は、豊かな歴史を紡ぐまちである。

ターミナルだつた。利根川沿いに車を進めると中瀬神社、吉祥寺附近は往時の繁華なまちなみを彷彿とさせる家並が続く。江戸期、五代目十郎左右衛門が秩父地方の木材を中心とした物資を集め散し江戸に明治二十三(一八九〇)年廃業している。木造二階の主屋はその遺構。明治二(一八六九)年築の建物を明治七(一八七四)年に修築。お話を伺つたのは十五代目。朽行十三間、梁間七間の壮大な空間。廊下を南に一階は和室十二部屋、二階は養蚕用、その上に越屋根。この越屋根、利根川の向こうから襲う賊を見張る機能も果たしていく。その越屋根まで続く梯子のあと、部屋を南北に横断する板戸、上がり框の段差など、時代の確かな息吹きを伝えている。

へ運んだ河岸場の船問屋、**河十⑦**。しかしこの舟運も明治十六(一八八三)年の深谷駅の開通により、急速に衰運の一途をたどり、河十

『LIXILショールーム東京』& 『ダイキン ソリューションズ プラザ「フーア」見学会

情報普及部会

平成25年度第2回講習会

情報普及部会では、会員の皆様へ旬な話題を提供するために毎年2回の講習会を開催しており、今年度の第2回目の講習会では「体験型」の現地見学会を実施します。

第2回目は3月10日(月)に新宿にあるシヨールーム『LIXILショールーム東京』、『ダイキン ソリューションズプラザ「フーア」』を見学することになりました。

『LIXILショールーム東京』は首都圏最大級の展示スペースをもつシヨールームで、最新設備の展示はもちろん防音・断熱窓「インプラス」や健康建材「エコカラット」などの性能が体験できるコーナーなどもあります。

『ダイキン ソリューションズプラザ「フーア」』では、空気に関するさまざまなことを体感でき、空気の大切さや、空気をコントロールする技術を知り、シーンに合わせた「最適な空気」について考えを深めることができます。

詳細につきましては、協議会事務局までお問い合わせください。

また、現在、国土交通省では来年度が住宅の性能や質に高い関心を持たれています。この証左であると思われます。

「コバトンの家」 国土交通省地域型住宅ブランド化事業に採択

平成25年度地域型住宅ブランド化事業「埼玉県住まいづくり協議会コバトンの家グループ」は、昨年度に引き続

き国土交通省の採択を受け、加えて、このほど補助予算の対象となる住宅戸数の枠が追加されるなど、「コバトンの家」を県民の皆様に着実にご提供させていただいております。

「コバトンの家」の住宅性能は「長期優良住宅認定」を基本性能として、それに加味して高齢者・子育てに配慮した間取りや防犯性を規定しております。これにより近い将来予想される災害に

対し、災害後に自立し共存しあえる街づくりを行うことをコンセプトとしています。

消費税増税の駆け込み需要の反動等の影響下の中でも、「コバトンの家」が県民の皆様から堅実な支持をいただいているということは、「コバトンの家」が国産材又は県産材を多用すると

いつた長期優良住宅認定のスペックを備えており、生活者として県民の皆様が住宅の性能や質に高い関心を持たれています。

「コバトンの家」についてのお問い合わせは、協議会事務局までお願ひいたします。

木材利用ポイント事業の ご案内



に公開される「既存住宅の長期優良住宅評価基準の認定・評価等」において新たな基準作成の協議が行われています。これは既存(中古)住宅について改修工事(リフォーム)により一定の性能が満たされた場合には、長期優良住宅等としての評価が得られるという

ものです。別の側面からみると、新築時にある一定の性能基準を満たす設計・施工等が行われていれば、築年数に左右されることなく、優良な既存(中古)住宅としての担保評価が得られる

木質化(利用量に応じて)最大30万ポイントです。(1ポイントが1円相当)このポイントは、地域の農林水産品や地域の木材を利用した家具、商品券などを付与されるポイントは、①木造住宅の新築等30万ポイント、②内・外装の木質化(利用量に応じて)最大30万ポイントです。

このポイントは、地域の農林水産品や地域の木材を利用した家具、商品券などを交換できます。ポイント付与の対象となるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31まことに伴せて、埼玉県のマスコットブランドを掲げる「コバトンの家」も、埼玉県を代表する優良な住宅の代名詞となるべく更なる普及・発展をさせて行きたいと思います。

なお、ポイントの対象となる工事を行う事業者及び使用する地域材を納入する木材業者等は、事前に登録されている必要があります。

木材利用ポイント事務局
(問合せ) 0570-1666-799
【事業の詳細等】

午前9時～午後5時